大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定取消対象事業者

1. 法人名　合同会社ひだまり
2. 代表者　代表社員　鈴木　正明
3. 法人所在地　大阪府大阪市淀川区西中島三丁目20番8号新和ビル702

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　ひだまり
2. 所在地　　門真市寿町20番27号エーデルビューロ401
3. サービス種別　　就労移行支援・就労継続支援B型

３　処分年月日

　令和４年４月２６日（火曜日）

４　指定取消年月日

　令和４年５月２４日（火曜日）

５　指定取消の理由

不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

　　令和3年8月から12月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。